

県管理道路における「海拔標示（海拔知～る）」の取り組みについて
（道路標識柱等へ海拔の標示を行ないます）

- 1 東日本大震災における津波被害を踏まえ、東南海・南海地震等の津波被害を軽減するための対策として、道路標識柱等へ海拔(東京湾平均海面(T.P.))を基準)の標示を行ないます。

これは、地域住民や道路利用者等の防災意識を高め、地震・津波発生時の避難行動等に役立てることを目的とし、国土交通省四国地方整備局と四国4県で一体的に取り組んでいるものです。

- 2 「海拔標示（海拔知～る）」設置箇所と内容

設置箇所は、現在の市町の防災マップを基にした津波浸水想定区域 内の県管理道路約541km 区間で、概ね 1km 毎に 1 箇所とします（合計 541 箇所）。

○東予地方局管内（主）壬生川新居浜野田線 西条市禎瑞ほか 224 箇所

（内訳 四国中央土木 8、東予建設部 35、今治土木 182）

○中予地方局管内（主）松山港線 松山市高浜ほか 48 箇所

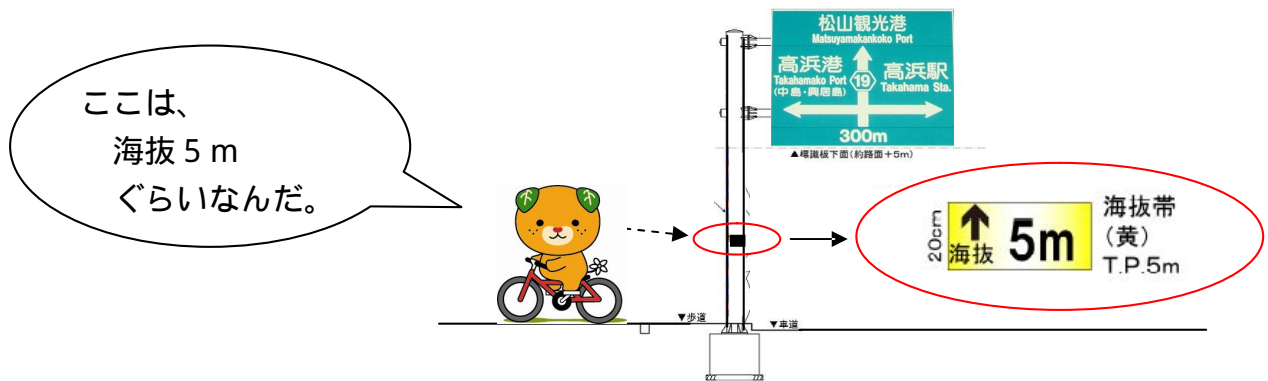
（内訳 中予建設部 49）

○南予地方局管内（主）宇和島下波津島線 宇和島市三浦東ほか 266 箇所

（内訳 大洲土木 13、八幡浜土木 24、西予土木 44、南予建設部 134、愛南土木 52）

道路標識柱等の海拔 5m の高さへ、『 海拔 5m 』（黄色）のシールを貼ります。

設置する箇所の地盤高さによっては、『 海拔 10m 』（橙色）『 海拔 15m 』（青色）のシールも貼ります。



- 3 期待される効果

平常時：道路利用者や地域住民が各地点の海拔を認知できます。

避難時：避難者が避難時の目安として活用できます。

被災後：津波痕から正確な津波高さを把握できます。

- 4 設置開始日

平成 24 年 8 月 20 日(月)以降、準備の整った箇所から順次設置します。

- 5 お問い合わせ先

愛媛県土木部道路都市局 道路維持課 道路保全係 （電話 089-912-2722）